

入館に係る利用料金の全額免除及び一部免除基準

1 利用料金の全部を免除

免除の内容	免 除 の 対 象
(個人・団体) の利用料金の 全額を免除	<p>1 幼稚園、保育所、児童館、小学校、中学校(中等教育学校の前期課程を含む。)及び高等学校(中等教育学校の後期課程を含む。)の児童又は生徒の引率者が教育課程・保育課程に基づく学習活動として入館する場合</p> <p>2 特定非営利活動法人宮城県森林インストラクター協会又は、宮城県が主催する環境保全、自然保護等に関する講演会、研修会等に参加して入館する場合</p> <p>3 宮城県が主催して行う施設見学の一環として入館する場合</p> <p>4 身体障害者(身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けている者をいう。以下同じ。)及びその介護者(身体障害者手帳に記載されている障害の等級が一級又は二級である身体障害者一人につき一人に限る。)が入館する場合</p> <p>5 知的障害者(児童福祉法(昭和22年法律第164号)第12条第1項に規定する児童相談所又は知的障害者福祉法(昭和35年法律第37条)第12条第1項に規定する知的障害者更正相談所において知的障害者であると判断された者に対して交付される手帳(以下「療育手帳」という。)を有する者をいう。以下同じ)及びその介護者(知的障害者一人につき一人に限る。)が入館する場合</p> <p>6 精神障害者(精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条第2項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者をいう。以下同じ。)及びその介護者(精神障害者保健福祉手帳に記載されている障害の等級が一級又は二級である精神障害者一人につき一人に限る。)が入館する場合</p> <p>7 自然観察センターの開館記念日の4月29日と愛鳥週間の5月10日から5月16日に入館する場合</p>

2 利用料金の一部を免除

免除の内容	免 除 の 対 象
個人利用料金 から50円割引	年間を通じて、個人利用料金の一部を免除する。 免除は割引券(クーポン券、サービス券 等)の発行により行い、その割引券を持参して入館する場合